

[事案 25-15] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 9 月 25 日 裁定打切り

<事案の概要>

妻が無断で、既契約の保険を払済保険に変更して新契約に加入していたことを理由に、払済保険への変更および新契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

妻が、契約者である私に無断で、平成 14 年 10 月に既契約の養老保険を払済保険に変更し、平成 14 年 11 月に新たに終身保険に契約していたことが分かった。各申込書は全て、妻が代筆・代印により勝手に作成しており、私の関与なく手続きが行われていることから、払済保険への変更および新契約を無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の申込書類に申立人の印鑑が押印されていること、本払済保険変更手続き時に申立人の印鑑証明書が提出されていることから、申立人の意思にもとづくことが推定されること。
- (2) 本契約および本払済保険変更手続きを申立人の妻が行ったのは、申立人が妻に署名代理の権限を与えていたからと考えられ、仮に、代理権を与えていなかったとしても、提出書類等は、申立人が妻に代理権を与えたと当社が信じるに足る外観を備えていること。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 本件の争点について

本件の争点は、払済保険変更請求および生命保険契約申込について、①申立人から妻に対して代理権が授与されていたか、②表見代理が成立するか、③申立人による無権代理行為の追認が認められるか、ということである。

2. 以下の理由から、申立人は妻に対し、既契約の払済保険変更手続および新契約の締結につき、包括的な代理権を授与していた可能性を否定することができず、仮に、授与していなかったとしても、表見代理（民法 109 条、110 条、112 条）の成立する可能性も否定できない。

- (1) 申立人は平成 10 年頃まで仕事の関係で自宅を長期間留守にすることが多く、実印、銀行印、預金通帳、保険証券等の重要書類を妻に預け、ある程度のことは任せていた。
- (2) 本払済手続の請求書には、申立人の実印が押捺され、申込書には申立人の銀行印が押捺されている。

3. さらに、表見代理の成立が認められないとしても、保険料が毎月、継続的に預金口座から引き去られ、毎年、生命保険料控除証明書や契約内容のお知らせが送付されており、少なくとも申立人がこれらの書類を見る機会が十分にあったことを考慮すると、無権代理行為の追認（民法 113 条、116 条）の可能性も否定できない。
4. 以上の事実認定は容易な作業ではなく、事実を適切に認定するためには、裁判所における厳格な証拠調手続を踏まえた本人尋問、関係者に対する証人尋問が不可欠であり、厳格な証拠調手続をもたない当審査会において裁定を行うことは適当ではない。